

●保育園・認定こども園（保）・家庭的保育・小規模保育へ入園申込みされる保護者の皆様へ●

～保育所入園のご案内～

◆ もくじ ◆

**保育所へ入園申込みのご案内**

1. 保育所とは	P1
2. 入園できる条件とは	P1
3. 申込みについて	P2
4. 『教育・保育給付認定申請』について	P3
5. 入園申込みに関する注意事項	P3
6. 面接について	P5
7. 申込み後に変更があった場合について	P5
8. 保育料について	P5
○ 高浜市保育標準時間・短時間保育料月額表	P9
○ 高浜市保育所給食費（主食費・副食費）徴収表	P10
○ 高浜市保育所入園判定基準	P11
○ 各園の対象児童および保育時間	P12
○ 公立保育園の1日の流れ	P12
○ 高浜市 保育所・認定こども園・幼稚園在地図	P13

**教育・保育給付認定のお知らせ ～子ども・子育て支援新制度～**

1. 子ども・子育て支援制度について	P14
2. 手続きの流れ	P15
3. 支給認定証を受け取ってから	P15

**各種申請書・記入例・その他提出書類**

- 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定(変更)申請書(記入例)
- 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定(変更)申請書
- 雇用(内職)証明書
- 保育園入園申込書(記入例)
- 保育園入園申込書
- 入園申込児童調査表
- 保育利用時間調査表

高浜市こども未来部こども育成グループ  
(いきいき広場3階)  
☎ 0566-52-1111  
【内線】 315 316 363

## 保育所へ入園申込みのご案内

### 1. 保育所とは

保護者が仕事や病気などのため家庭内で保育することができない就学前児童を、保護者にかわって保育をすることを目的とする児童福祉施設です。このため、「集団生活に慣れるため」「社会生活を身に付けるため」という理由では入園できません。

### 2. 入園できる条件とは

児童の保護者が次のいずれかにあり、その児童を保育できないと認められた場合です。

【保育を必要とする事由】

- ◆ 会社勤めなどで、居宅外で労働をしている
- ◆ 内職、自営業などで、居宅内でその児童と離れて日常の家事以外の労働をしている
- ◆ 母親が妊娠中であるか、または出産後間がない
- ◆ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体障害がある
- ◆ 同居の病人や障害者を常時介護又は看護している
- ◆ 火災など、災害の復旧にあたっている
- ◆ 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている
- ◆ 就労のための就学をしている。又は、職業訓練を受けている
- ◆ 虐待やDVの恐れがあること
- ◆ 育児休業

※育児休業については、既に保育所を利用している3，4，5歳児の保護者が対象。ただし、3，4歳児については、本児が卒園するまでに保護者が育児休業後、出産前と同じ職場に復帰することが必要。

- \* 高浜市保育所入園判定基準(P11)の表2の高浜市保育所入園判定用指数表に記載されている要件が「保育を必要とする事由」の要件となります。
- \* 外国人の方は、日本への在留資格があり在留期間内であることが必要です。

高浜市内の保育所等のご案内が P12. P13. にあります。詳細は、そちらをご覧ください。



### 3. 申込みについて

お手数をおかけしますが、以下の内容をよく読んで、間違いや記入漏れ、押印漏れのないように、書類の作成提出をお願いします。

#### (1) 受付期間

令和2年10月5日(月)から10月9日(金)まで

#### (2) 受付場所・時間

◆①、②のいずれかに提出してください。

① 第一希望園・・・各保育園の保育時間

② こども育成グループ・・・8時30分～17時15分まで

**\*家庭的保育・小規模保育の申込は、こども育成グループのみで受付ます。**

#### (3) 提出書類について

◆下記の表の通りに書類の提出をお願いします。

全員提出していただく書類	
① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定(変更)申請書	別紙の記入例を参考に間違いや漏れのないようにお願いします。
② 「保育を必要とする証明書」及び根拠となる書類(母のみ：父子家庭は父)	○児童の保護者で主に児童を保育している人の「保育の利用を必要とする証明書」を申請書に添付してください。事由、区分ごとに定められた書類を添付してください。 ○高浜市保育所入園判定基準P11. の表2「提出書類等」ご覧ください。 ○求職活動中の方については必要ありませんが、入園後2か月以内に雇用(内職)証明書を提出していただきます。 ○令和3年4月から就労予定の方は、見込みで提出をお願いします。 ○育休明けで勤務地等が決まっていない場合は、見込みで提出をお願いします。 ○申込書受付期間内に提出できない場合は、必ず令和2年10月16日(金)までに提出してください。10月17日(土)以降の提出は入園を選定する際の指数には、反映できませんのでご注意ください。
③ 保育園入園申込書	別紙の記入例を参考に間違いや漏れのないようにお願いします。
④ 入園申込児童調査表	お子さんの家庭での様子を把握する資料とさせていただきます。

⑤保育利用時間調査表	保育は、勤務日が利用可能となっていますので仕事が休みの場合は、保育短時間設定時間内（午前8時～午後4時）での送迎をお願いします。また、土曜日の保育もご家族でお子様と過ごすことができるようであれば家庭保育をお願いします。休日保育については、別紙のチラシをご確認ください。
<b>対象の方が提出していただく書類</b>	
⑥マイナンバー制度による情報連携同意書※1または、令和2年度（令和元年分）市町村民税課税証明書※2（保育所入園用：父と母）	<p><b>令和2年1月1日現在で高浜市以外に住民登録をしていた方は提出をお願いします。</b></p> <p>◎申込時点までに高浜市に転入されている方…同意書（※1）または課税証明書（※2）を提出ください。</p> <p>◎申込時点では未転入の方…課税証明書（※2）を提出ください。</p> <p>※1 <u>様式はこども育成グループ</u>にあります。</p> <p>※2 <u>児童の父と母両方の書類</u>が必要です。</p>
⑦高浜市へ転入される方全員の住民票	<p><b>申込書提出時に住民票が他市町村にあり令和3年3月31日までに高浜市に転入される方（全員）</b>は提出をお願いします。</p> <p>*住所が確定していない場合は、申込みができません。</p>

### 【ご注意】

- ※ 配布した封筒に必要書類を入れて提出してください。
- ※ 封筒に貼ってある用紙に氏名、住所等ご記入ください。（年齢は令和3年4月1日の満年齢です。）
- ※ 提出期限に提出できなかった場合は、今回の期間内に申込みのあった方々が入園決定されてからの取扱いになりますので、ご注意ください。

## 4. 『教育・保育給付認定申請』について

保育所（保育園や認定こども園など）を利用するためには、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。詳細はP14、P15の『教育・保育給付認定申請』のお知らせをご覧ください。

## 5. 入園申込みに関する注意事項

### 他の園との併願について

保育所（保育園・認定こども園（保）・家庭的保育・小規模保育）と、公立幼稚園・認定こども園（幼）を併願することはできません。

### 0歳児の申込み・受付について

入園予約制度は行っていませんので、4月入園希望者のみ入園決定の対象とします。5月以降の入園希望（育児休業復帰による）の受付は行いますが、4月の入園状況によっては、入園できず待機になる場合があります。育児休業期間を検討してください。

- \* 0歳児の入園については、生後6か月を経過した翌月からの入園となります。
- \* 申込みについては、出生届を提出後より受付をします。

## 就労予定及び求職活動中の方へ

申込書提出時に、就労予定または求職活動中の方については、入園後速やかに就労につき2か月以内に雇用（内職）証明書を提出してください。

## 障がいのある児童の入園について

保護者の方が働いている等条件は同じで、お子様に障がいのある場合です。指定園制度ではなく必要に応じ、どの園でも3・4・5歳児で軽度から中度のお子様を受け入れておりますが、受け入れ人数は、統合保育が適切に実施できる範囲です。ご理解をお願いいたします。

重度のお子様については、よしいけ保育園と高浜南部保育園で4・5歳児のお子様を各園2名、吉浜保育園で1名受け入れております。予め定員に受け入れ枠を設け受付します。ただし、入園の決定は、統合保育審査委員会にて協議・調整のうえ行います。

## 育児休業中の継続利用について

保育所利用中の3・4・5歳児（2号認定）の母親（父親）が育児休業を取得された場合においては、5歳児は継続入園を認め、認定区分は2号認定を継続、3・4歳児は、卒園までに保護者が育児休業後、出産前と同じ職場に復帰することを要件として継続入園を認め、認定区分は2号認定を継続します。

なお、保育所利用中の0・1・2歳児（3号認定、満3歳の2号認定）の母親（父親）が育児休業を取得され、「保育の必要性」が他にない場合は、退園していただきます。

※認定こども園（翼幼保育園・たかとりこども園・たかはまこども園）の3・4・5歳児は、利用する施設の変更が生じないため、認定区分を1号認定（教育認定）に変更し、当該児童の利用時間は教育標準時間として施設利用を継続できます。

## 入園の決定について

家庭の状況等を面接または調査して、保育が困難と認められる場合、その程度により入園を決定します。

しかし、第1希望園の学齢定員を超えた場合は、第1希望以外の園への入園になることもあります。それぞれの家庭により保育を必要とする事情が異なると思いますが、限られた保育所で運営しておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

（P11. 高浜市保育所入園判定基準を参照）

入園の決定は、審査・調整のうえ行います。4月入園の申込者には、入園希望の調整や保育料の決定事務のため、令和3年1月中旬ごろに入園承諾書等を送付します。

## 入園期間は

原則として申込者からの希望の範囲で、小学校就学前までの「保育を必要とする」と見込まれる期間とします。

出産を理由とする場合は、出産予定日の2か月前の月初日から、出産日の2か月後の月末日までが入園期間となります。

## 転園について

対象施設（※1）に在園児童のうち、2歳児クラスまでの施設（高浜あおぞら保育園・家庭的保育・小規模保育）に通園している2歳児や、兄弟が別々の園に通っている児童、保育時間が合わない児童は、希望により次年度4月から通園施設を変更する調整を8月～9月に行っています（※2）。

※1 対象施設・・・吉浜保育園・よしいけ保育園・高浜南部保育園・中央保育園・高浜あおぞら保育園・吉浜さんさん保育園・吉浜北部保育園・ひかりこども園・たかはまこども園・家庭的保育・小規模保育です。

翼幼保育園・たかとりこども園への転園や、翼幼保育園・たかとりこども園からその他の施設への転園はできませんので新規申し込みが必要です。

※2 定員により、希望園に転園できないこともあります。

## 6. 面接について

申込み受付後、第1希望園にて面接を行います。

面接場所・時間は、10月22日頃に文書で連絡いたします。日程は、下記の通りです。

保育園名	面接日時	保育園名	面接日時
高浜あおぞら保育園	10月30日（金）午前	たかはまこども園	10月30日（金）午後
翼幼保育園	11月 2日（月）午前	ひかりこども園	11月 2日（月）午後
吉浜さんさん保育園	11月 4日（水）午前	吉浜保育園	11月 4日（水）午後
吉浜北部保育園	11月 5日（木）午前	たかとりこども園	11月 5日（木）午後
中央保育園	11月 6日（金）午前	よしいけ保育園	11月 6日（金）午後
高浜南部保育園	11月 9日（月）午前		
家庭的保育・小規模保育	11月10日（火）午前		

## 7. 申込み後に変更があった場合について

申込み後に次のような変更があった場合は、必要に応じて書類の再提出・変更をしていただく必要があります。こども育成グループまで必ず連絡してください。

- ・ 住所が変わったとき
- ・ 家族構成や家庭状況が変わったとき
- ・ 保護者（父母）の「保育を必要とする事由」が変わる場合、就労時間等の変更により「保育必要量」が変更となる場合（新たに雇用証明書等を提出していただく必要があります。）

## 8. 保育料・給食費について

保育にかかる経費の一部を保育料として各家庭で負担していただきますが、「幼児教育・保育の無償化」に伴い、3・4・5歳児の保育料は無償となりました。ただし、給食費などは実費徴収されます。給食費は、各園で金額が異なります。

→P9高浜市保育料月額表、P10高浜市保育所給食費（主食費・副食費）徴収表をご参照ください。

		0・1・2歳児	3・4・5歳児
保育料		市町村民税の有無と所得割額に応じて決定	無償（全員）
給食費	主食費（ごはん等）	保育料に含まれている	実費徴収（全員）
	副食費（おかず等）		実費徴収 （ただし市町村民税所得割額により減免あり）

\* 保護者の会の会費、スポーツ振興センター共済掛金、行事費等は従来通り実費徴収されます。

### （1） 保育料・給食費の算定について

0・1・2歳児の保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者（父、母、または祖父母等）の市町村民税の所得割額及び課税の有無により算定します。3・4・5歳児の副食費減免も同様です。

- ① 児童の父母の市町村民税が課税されていれば、父母のみを保育料算定対象とし、祖父母は算定対象にはなりません。
- ② 児童の父母の市町村民税が非課税であれば、同居の祖父または祖母（家計の主宰者となる）が保育料算定対象となります。

※ 保育料を算定する時の市町村民税の所得割額に、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除は適用されません。この場合は実際の市町村民税の所得割額と異なります。

※ 扶養義務者が指定都市の区域内で課税されている場合は、保育料を算定する時の市町村民税の所得割額は、高浜市での所得割額にみなし計算します。

※ 外国から帰国または入国された方で日本での課税がない場合は、外国及び日本での年間所得により相当する税額を類推算定し、保育料を決定します。

### （2） 保育料・給食費算定の変更時期

変更時期は、毎年4月（学齢区分の見直し）と9月（税額等の見直し）です。

期（月）	令和3年4月～8月	令和3年9月～令和4年3月
算定基礎となるもの		
市町村民税	令和2年度分（平成31年1月～令和元年12月分の所得にかかる市町村民税）	令和3年度分（令和2年1月～12月の所得にかかる市町村民税）

(3) 0・1・2歳児の保育料の軽減

① 第三子以降の場合

満18歳未満である児童を3人以上養育及び監護している世帯で、第三子以降の0・1・2歳児は保育料が無料になります。

② 2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園等に入所している場合

就学前児童のうち1人目は、全額保護者負担、2人目は半額、3人目以降は無料です。

③ 非課税世帯

保育料算定額（市民税）が非課税の世帯の保育料は無料です。

④ ひとり親世帯・障がい者世帯で、かつ市民税所得割額 77,101円未満の場合

対象児童 ☆兄・姉の年齢問わない	保育料
第一子	高浜市保育料月額表の（）内の額
第二子	無料

※ 児童及び児童と同じ世帯で、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳又は、療育手帳を持っている方がいる場合は、手帳の写しを提出してください。軽減を受けられる場合があります。

※ 婚姻歴のないひとり親家庭を対象に、申請に基づき寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しています。申請を希望する場合は、お申し出ください

⑤ 市民税所得割額 57,700円未満の世帯

対象児童 ☆兄・姉の年齢問わない	保育料
第一子	高浜市保育料月額表の保育料
第二子	高浜市保育料月額表の保育料の半額
第三子以降	無料

(4) 3・4・5歳児の副食費の減免

① 3人以上の就学前児童が保育園、幼稚園等に入所している場合

就学前児童のうち1人目と2人目は、全額実費徴収、3人目以降は徴収免除です。

② 非課税世帯

保育料算定額（市民税）が非課税の世帯の副食費は無料です。主食費のみ支払います。

③ ひとり親世帯・障がい者世帯かつ市民税所得割額 77,101円未満の場合

対象児童 ☆兄・姉の年齢問わない	副食費
第一子	徴収免除 (主食費のみ支払う)
第二子	
第三子以降	

④ 市民税所得割額 57,700円未満の世帯

対象児童 ☆兄・姉の年齢問わない	副食費
第一子	徴収免除 (主食費のみ支払う)
第二子	
第三子以降	



(5) 保育料とは別に必要となる料金

◎ 延長保育料（希望者）

①午前7：00から午前7時30分間の利用 月額 1,300円

よしいけ保育園・吉浜保育園・吉浜さんさん保育園・たかはまこども園

②午後6：30から午後7時00分間の利用 月額 1,300円

中央保育園・よしいけ保育園・吉浜保育園・高浜南部保育園・ひかりこども園・翼幼保育園・

高浜あおぞら保育園・吉浜さんさん保育園・たかとりこども園・たかはまこども園

※①と②の併せて利用する場合は、2,600円となります。

◎ その他の費用

園名	3・4・5歳		保護者の会 会費（全員） *月額	保険料（日本スポ ーツ振興センター） （全員） *年額
	主食費 （ごはん等） *月額	副食費 （おかず等） *月額		
吉浜保育園	¥650	¥4,650	¥250	¥240
高浜南部保育園	¥650	¥4,500	¥250	¥240
よしいけ保育園	¥650	¥4,650	¥250	¥240
吉浜北部保育園	¥650	¥4,500	¥250	¥240
中央保育園	¥650	¥4,500	¥250	¥240
ひかりこども園	¥850	¥4,500	¥150	¥240
吉浜さんさん保育園	¥650	¥4,700	¥250	¥240
高浜あおぞら保育園	—	—	¥250	¥240
翼幼保園（保）	¥900	¥5,100	¥250	¥200
たかとりこども園（保）	¥900	¥5,100	¥250	¥200
たかはまこども園（保）	¥900	¥5,100	¥250	¥200
家庭的保育	—	—	—	個別設定
ぽんぽんマム	—	—	—	¥240

※価格は、令和3年4月1日時点の予定価格です。

（価格が変更になる可能性があります）

※行事費用などは、都度実費徴収されます。

(6) 保育用品について

園生活に必要な用品を購入していただきます。

（取扱店及び用品販売日等は、入園承諾書と一緒にお知らせします。）

※ 公立園：安全帽子・スモック・カバン・シューズは3・4・5歳児のみ必要です。

※ 民間園：よしいけ保育園・吉浜保育園・高浜南部保育園・中央保育園・高浜あおぞら保育園・吉浜さんさん保育園・翼幼保育園・たかとりこども園・ひかりこども園・たかはまこども園、家庭的保育は、別途設定

# 高浜市保育標準時間保育料月額表

令和元年10月分より適用

階層 区分	認 定 区 分		保 育 料 月 額 ( 単 位 : 円 )		負 担 軽 減	
			0・1・2歳児	3・4・5歳児	母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯	左記に該当しない世帯
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び児童福祉法に規定する里親及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の促進に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	B階層、C階層、D1-1階層、D1-2階層、D2階層、D3-1階層の場合(注2)	B階層の場合 年齢制限なし 1人目は10/10 2人目以降の児童は無料
B	A階層を除き、 当年度分の市 民税所得割額 の区分が次の 区分に該当す る世帯	市町村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)	年齢制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	C階層、D1-1階層の場合 年齢制限なし 1人目は10/10 2人目の児童は5/10 3人目以降の児童は無料  D1-2階層からD8階層の場合 2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記(注1)の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10/10 2人目の児童は5/10 3人目以降の児童は無料
C		市町村民税均等割課税世帯 48,600円未満	8,500 (3,750)	0 (0)		
D1-1		48,600円以上 57,700円未満	11,300 (4,800)	0 (0)		
D1-2		57,700円以上 61,000円未満	11,300 (4,800)	0 (0)		
D2		61,000円以上 72,000円未満	14,200 (5,400)	0 (0)		
D3-1		72,000円以上 77,101円未満	21,200 (5,850)	0 (0)		
D3-2		77,101円以上110,000円未満	21,200	0	D3-2階層からD8階層の場合 2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記(注1)の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち	
D4		110,000円以上141,000円未満	29,800	0		
D5		141,000円以上165,000円未満	37,400	0		
D6		165,000円以上200,000円未満	43,800	0		
D7	200,000円以上340,000円未満	45,800	0			
D8	340,000円以上	48,800	0			

(注1) 2人以上の就学前児童が幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園通所類似に通い、在学し、若しくは在籍する場合。家庭的保育事業等による保育を受ける場合、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける場合

(注2) 母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯で、B階層、C階層、D1-1階層、D1-2階層、D2階層またはD3-1階層の場合は、( )の保育料となります。

(注3) 満18歳未満の児童を3人以上養育及び監護している場合で、満18歳未満の児童のうち順次に数えて3人目以降の3歳未満児の保育料は無料となります。

(注4) 延長保育を利用する場合は、保育料(月額)各1,300円が別途必要になります。ただし、保育料月額表のA階層またはB階層の世帯は不要です。

(注5) この表のB階層、C階層、D1-1階層～D8階層における「当年度分」については、4月から8月までは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(注6) 保育料を算定する時の市民税所得割額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除は適用されません。この場合は実際の市民税所得割額と異なります。

(注7) この表の市民税所得割額の額は、保護者等が指定都市の区域内に住所を有するものであるときは、高浜市に住所を有するものとみなし計算します。

# 高浜市保育短時間保育料月額表

階層 区分	認 定 区 分		保 育 料 月 額 ( 単 位 : 円 )		負 担 軽 減	
			0・1・2歳児	3・4・5歳児	母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯	左記に該当しない世帯
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び児童福祉法に規定する里親及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の促進に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	B階層、C階層、D1-1階層、D1-2階層、D2階層、D3-1階層の場合(注2)	B階層の場合 年齢制限なし 1人目は10/10 2人目以降の児童は無料
B	A階層を除き、 当年度分の市 民税所得割額 の区分が次の 区分に該当す る世帯	市町村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)	年齢制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	C階層、D1-1階層の場合 年齢制限なし 1人目は10/10 2人目の児童は5/10 3人目以降の児童は無料  D1-2階層からD8階層の場合 2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記(注1)の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10/10 2人目の児童は5/10 3人目以降の児童は無料
C		市町村民税均等割課税世帯 48,600円未満	8,400 (3,700)	0 (0)		
D1-1		48,600円以上 57,700円未満	11,100 (4,700)	0 (0)		
D1-2		57,700円以上 61,000円未満	11,100 (4,700)	0 (0)		
D2		61,000円以上 72,000円未満	14,000 (5,300)	0 (0)		
D3-1		72,000円以上 77,101円未満	20,900 (5,750)	0 (0)		
D3-2		77,101円以上110,000円未満	20,900	0	D3-2階層からD8階層の場合 2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記(注1)の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち	
D4		110,000円以上141,000円未満	29,400	0		
D5		141,000円以上165,000円未満	36,900	0		
D6		165,000円以上200,000円未満	43,200	0		
D7	200,000円以上340,000円未満	45,200	0			
D8	340,000円以上	48,200	0			

※注1～6については、保育標準時間保育料と同様の取扱いです

# 高浜市保育所 給食費（主食費・副食費）徴収表

令和元年10月分より適用

階層 区分	認 定 区 分		給 食 費 徴 収			副食費の負担軽減	
			0・1・2歳児	3・4・5歳児		母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯	左記に該当しない世帯
			改正なし：保育料に主食代・副食費を含む	主食費	副食費		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び児童福祉法に規定する里親及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の促進に関する法律による支援給付受給世帯		別途徴収なし	【徴収あり】	【免除】	B階層、C階層、D1-1階層、D1-2階層、D2階層、D3-1階層の場合（注2） 年齢制限なし 1人目の児童は新たに徴収免除 2人目以降の児童は徴収免除	B階層の場合 年齢制限なし 1人目は新たに徴収免除 2人目以降の児童は徴収免除
B	市町村民税非課税世帯	【免除】 （【免除】）					
C	市町村民税均等割課税世帯 48,600円未満	【免除】 （【免除】）					
D1-1	48,600円以上 57,700円未満	【免除】 （【免除】）					
D1-2	57,700円以上 61,000円未満	【徴収あり】 （【免除】）					
D2	61,000円以上 72,000円未満	【徴収あり】 （【免除】）					
D3-1	72,000円以上 77,101円未満	【徴収あり】 （【免除】）					
D3-2	77,101円以上110,000円未満	【徴収あり】			D3-2階層からD8階層の場合 2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注1）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10/10 2人目の児童は10/10 3人目以降の児童は無料		
D4	110,000円以上141,000円未満	【徴収あり】					
D5	141,000円以上165,000円未満	【徴収あり】					
D6	165,000円以上200,000円未満	【徴収あり】					
D7	200,000円以上340,000円未満	【徴収あり】					
D8	340,000円以上	【徴収あり】	【徴収あり】	【徴収あり】	【徴収あり】	【徴収あり】	【徴収あり】

(注1) 2人以上の就学前児童が幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園通所部に通い、在学し、若しくは在籍する場合。家庭的保育事業等による保育を受ける場合。児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける場合

(注8) 母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯で、B階層、C階層、D1-1階層、D1-2階層、D2階層またはD3-1階層の場合は、（ ）の副食費となります。

(注9) この表のB階層、C階層、D1-1階層～D8階層における「当年度分」については、4月から8月までは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(注10) 保育料を算定する時の市民税所得割額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除が適用されません。この場合は実際の市民税所得割額と異なります。

(注11) この表の市民税所得割額の額は、保護者等が指定都市の区域内に住所を有するものであるときは、高浜市に住所を有するものとみなし計算します。

高浜市保育所入園判定基準

令和3年度当初(4月1日)保育所入園の選考方法については、第1希望保育所にて調整し、各施設、各年齢において受入れ人数を超過した場合に次のとおり選考することとする。表1の児童を優先入園とし、その他の児童は、表2による指数表を用い指数の高いものより選考する。ただし、表1の児童であっても、受入れ人数を超過した場合は、優先入園者による公開抽選を行い決定する。表2の児童においても、同点となった場合は、同点者による公開抽選とする。また、表2の児童で点数が下位になり第1希望に選考できない場合は、受入れ人数に満たない保育所を案内することとし、希望施設にて入園枠が空くのを待つ場合は、指数の高い者より待機順位をつけ、同点の場合は公開抽選を行う。なお、申込み期間内に申込みをした者に用い、指数の基礎となる挙証書類は定めた期間内に提出されたものを使用する。

表1

番号	事由	要件
1	児童虐待等の恐れがある世帯	県児童福祉相談センターより保育の実施が必要である旨の通知を受けた児童のある世帯
2	里親委託が行われている世帯	県児童福祉相談センターより措置決定の通知を受けた児童のある世帯※措置決定通知の提出が必要

表2 高浜市保育所入園判定用指数表

番号	事由	区分	表示区分	指数	提出書類等	
1	就労	家庭外労働	1日 7時間以上 月20日以上勤務	10	雇用(内職)証明書 ※勤務先の証明	
			1日 6時間以上 月20日以上勤務	9		
			1日 5時間以上 月20日以上勤務	7		
			1日 4時間以上 月15日以上勤務	4		
		自営	1日 7時間以上 月20日以上勤務	10	自営業就労証明書 ※収入等のわかる書類を添付(別紙)	
			1日 5時間以上 月20日以上勤務	7		
			1日 4時間以上 月15日以上勤務	4		
		農業・畜産等	1日 5時間以上 月20日以上従事	7	農業従事申立書	
			1日 4時間以上 月15日以上従事	4		
			1日 7時間以上 月20日以上勤務	10		自営業就労証明書 ※収入等のわかる書類を添付(別紙)
家庭内労働	1日 5時間以上 月20日以上勤務	7				
	1日 4時間以上 月15日以上勤務	4				
内職	1日 4時間以上 月15日以上就労	4	雇用(内職)証明書 ※取引先の証明			
	2	出産	出産	出産予定日2か月前の月初日から出産(流産)日の2か月後の月末日まで	10	母子手帳の写し等(出産予定日のわかるもの)
3	疾病障がい	疾病	入院・常時臥床	10	疾病・看(介)護申立書 ※医師の診断書を添付	
			通院	週2日以上で保育ができない疾病		7
				週2日以下で保育ができない疾病		4
		精神疾患	精神疾患で保育ができない疾病	10	疾病・看(介)護申立書 各手帳の写し	
			障がい	手帳等交付		身体障害者手帳2級以上の交付
		身体障害者手帳3級以下の交付				7
		療育手帳の交付				10
		精神障害保健福祉手帳の交付				10
		精神障害者医療受給	10			
		4	看護介護	看護・介護	入院看護・介護	日中4時間以上 月15日以上看護・介護
自宅看護・介護	日中4時間以上 月15日以上看護・介護				7	※医師の診断書を添付
5	災害	居宅の災害	災害等	災害等でその復旧	10	
6	求職活動等	求職活動	求職活動	入園後2ヶ月以内に要件を満たす就労をする場合	3	
		起業準備	起業準備	入園後概ね3ヶ月以内に要件を満たす就労をする場合	7	起業準備活動であることを証明できる書類
7	就学等	就学	就学	学生 就学時間 週30H以上	10	在学(入学)証明書 カリキュラムの写し
				学生 就学時間 週20H以上	7	
		職業訓練	職業訓練	訓練 受講時間 週30H以上	10	受講証明書 カリキュラムの写し
				訓練 受講時間 週20H以上	7	

次の条件にあてはまる者には指数を加算します

番号	要件	加算する指数	備考	
1	ひとり親世帯	母子家庭及び父子家庭	5	
2	兄弟入園世帯	入園申込み時点で、次年度においても兄弟が在園している場合	3	
3	育児休業が終了し、年度当初までに以前と同じ事業所に復職する場合		2	
4	就労の関係で朝7時よりの保育が必要と認められる場合		1	よしいけ保育園・吉浜保育園・吉浜さんさん保育園・たかはまこども園を希望の場合のみ
5	就労の関係で夕方6時30分以降の保育を希望し、必要と認められる場合		1	夕方6時30分以降の保育を実施している保育園を希望の場合のみ
6	身体障害者手帳1級又は2級の手帳取得者で障がい以外の事由を兼ねる場合		1	
7	療育手帳取得者で障がい以外の事由を兼ねる場合		1	
8	精神障害者医療受給者又は精神障害者保健福祉手帳の取得者で障がい以外の事由を兼ねる場合		1	
9	生活保護受給世帯		1	

指数は、児童の保護者で主に児童を保育している人の値とする。両親がいる場合は、母親とする。父子世帯は、父親とする。

「保育を必要とする理由」を証明する書類の提出

- 両親のいる世帯は、母親の「保育を必要とする理由」を証明する書類を提出してください。
- 母子世帯は、母親の「保育を必要とする理由」を証明する書類を提出してください。
- 父子世帯は、父親の「保育を必要とする理由」を証明する書類を提出してください。

## ◆高浜市内保育所のご案内◆

### 各園の対象児童および保育時間

各園保育時間が異なりますので、場所や送迎に必要な時間等を確認したうえで、希望園を決定してください。

公私	園名	対象児童	保育時間	住所	TEL
公立	吉浜北部保育園	1～5歳児・障がい児	7:30～18:00	八幡町 4-8-4	52-3411
私立	中央保育園	0～5歳児・障がい児	7:30～19:00	稗田町 2-3-7	53-0879
私立	高浜南部保育園	0～5歳児・障がい児	7:30～19:00	田戸町 3-5-26	54-0281
私立	よしいけ保育園	0～5歳児・障がい児	7:00～19:00	湯山町 4-7-13	53-2100
私立	吉浜保育園	0～5歳児・障がい児	7:00～19:00	呉竹町 3-8-20	53-1720
私立	ひかりこども園	0～5歳児・障がい児	7:30～19:00	清水町 6-6-37	70-7720
私立	吉浜さんさん保育園	0～5歳児・障がい児	7:00～19:00	屋敷町 1-6-6	54-5633
私立	高浜あおぞら保育園	0～2歳児	7:30～19:00	青木町 8-1-20	53-1050
認定こども園（保育所）					
私立	翼幼保育園	0～5歳児・障がい児	7:30～19:00	神明町 2-8-2	95-5055
私立	たかとりこども園	0～5歳児・障がい児	7:30～19:00	向山町 2-1-15	52-4839
私立	たかはまこども園	1～5歳児・障がい児	7:00～19:00	青木町 6-1-94	53-1719

\* 保育短時間認定の保育時間は、8:00～16:00

\* クラス別保育は、8:30～です。

\* 高浜市には、3歳未満のお子さんをお預かりする、少人数の保育所「家庭的保育」と「小規模保育」があります。詳細は、「家庭的保育・小規模保育のご案内」をご覧ください。

### 公立保育園の1日の流れ

#### 保育短時間利用

8:00～	登園
8:30	クラス別保育
9:30	おやつ（1.2歳児） 遊び・活動
11:30	昼食
13:00	昼寝（1.2.3歳児） 遊び（4.5歳児）※夏季昼寝
15:00	おやつ（全園児）
16:00	降園

#### 保育標準時間利用

7:30～	登園（必要に応じて）
8:00	異年齢保育
8:30	クラス別保育
9:30	おやつ（1.2歳児） 遊び・活動
11:30	昼食
13:00	昼寝（1.2.3歳児） 遊び（4.5歳児）※夏季昼寝
15:00	おやつ（全園児）
16:00～	降園（必要に応じて）
18:00	異年齢保育

#### <主な行事>

遠足・七夕会・プール遊び・人形劇観劇・お正月遊び・お茶会・豆まき・ひな祭り・誕生会・運動会生活発表会・クリスマス会・内科検診・歯科検診・身体測定・避難訓練・交通安全指導・入園式  
保育参観・家庭訪問・個人懇談・卒園式 など

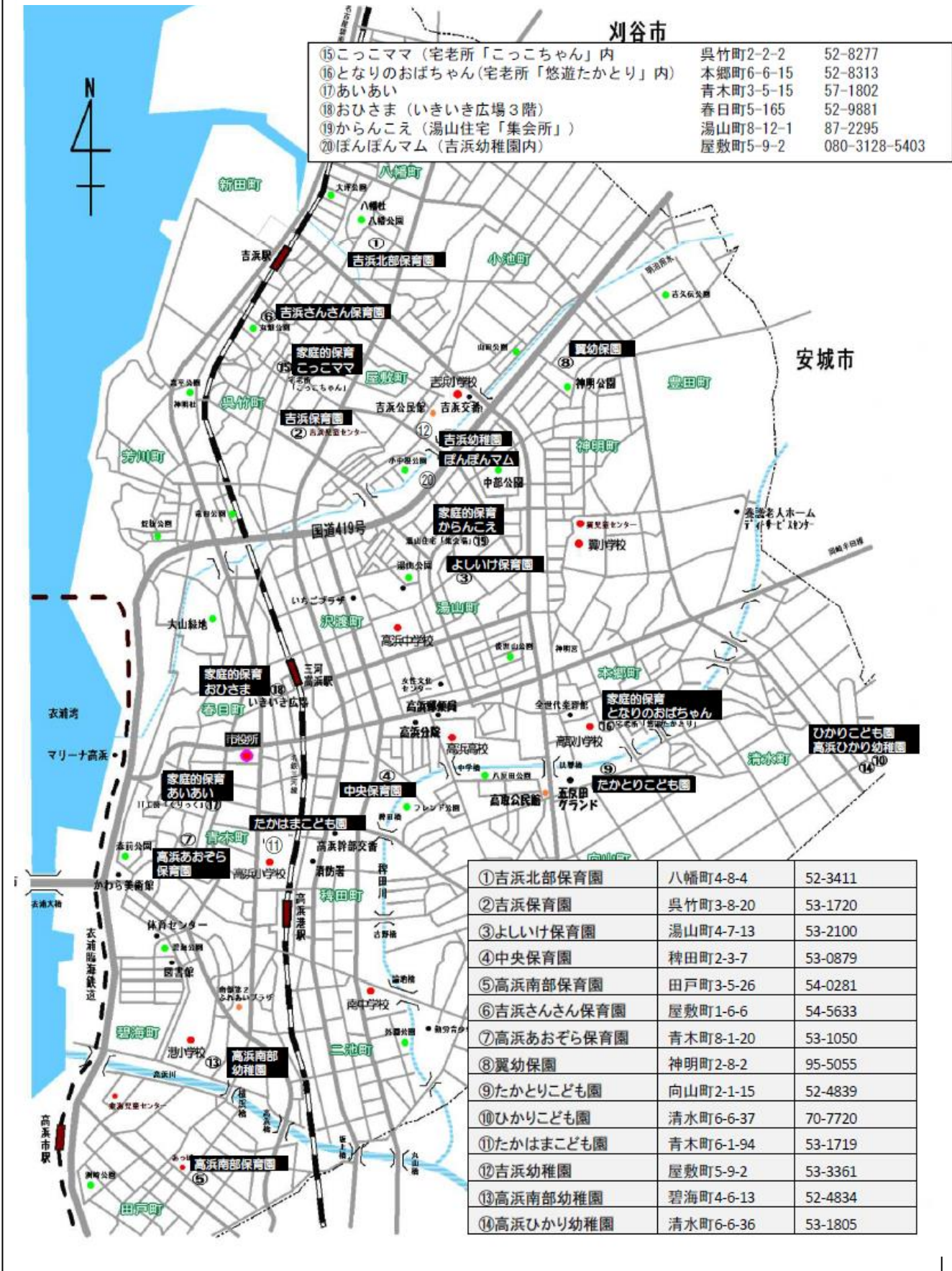
#### 食物アレルギー対応について

公立園では、安全性を最優先するため、食物アレルギー対応が必要なお子さんには、アレルゲンを含む食品・料理は、一切提供しません。詳しい対応につきましては、園にご相談ください。

\* 民間園については、園によって対応が異なりますので、各園にご確認ください。

※民間園の1日の流れ、主な行事につきましては各園のパンフレットをご覧ください。

# 高浜市 保育所・認定こども園・幼稚園在地図



# 『教育・保育給付認定申請』のお知らせ

## ～ 子ども・子育て支援新制度～



### 1. 子ども・子育て支援新制度について

#### (1) 子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援について、量の拡充や質の向上を進めていくための制度です。

#### (2) 『教育・保育給付認定申請』について

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもが教育・保育施設等を利用するため、「教育・保育給付認定制度」が導入されています。幼稚園や保育園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育などの利用を希望する方は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。なお、認定は次の3区分となります。

※新制度に移行されない私立幼稚園を利用される場合は、教育・保育給付認定を受ける必要はありません。

#### 【教育・保育給付認定の区分】

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定 【教育認定】	<b>3歳以上のお子さん</b> で、保育を必要とせず、教育を希望する方 例) 3歳以上で、両親のどちらかが専業主婦(夫)の場合など、お子さんがご家庭での保育を受けることができる場合	幼稚園、認定こども園の 幼稚園
2号認定 【保育認定】	<b>3歳以上のお子さん</b> で、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 例) 3歳以上で、両親が共働き(もしくはひとり親で働いている)や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	保育園、認定こども園の 保育園
3号認定 【保育認定】	<b>3歳未満のお子さん</b> で、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 例) 3歳未満で、両親が共働き(もしくはひとり親で働いている)や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	保育園、認定こども園の 保育園、小規模保育、家 庭的保育

※ 2号認定、3号認定は、保護者の就労など保育が必要な時間によって保育園の利用時間が決まります。

- ・ **保育短時間** …保育短時間設定時間内(午前8時から午後4時まで)での利用  
【事由: 就労のほか、疾病・障がい、求職活動中の者など】
- ・ **保育標準時間** …保育短時間設定時間を超える保育を利用

**保育の必要量(保育時間)は、就労等の事由で保護者が保育することができない時間となります。したがって、保護者の私的な理由での保育の利用はできません。**

#### (3) 認定期間について

認定期間は原則として申込者からの希望の範囲で、小学校就学前までの「保育を必要とする」と見込まれる期間とします。

\* 出産を理由とする場合は、出産予定日の2か月前の月初日から、出産日の2か月後の月末日までが認定期間、求職活動を理由とする場合は入園後2か月間が認定となります。

**【ご注意ください!】**

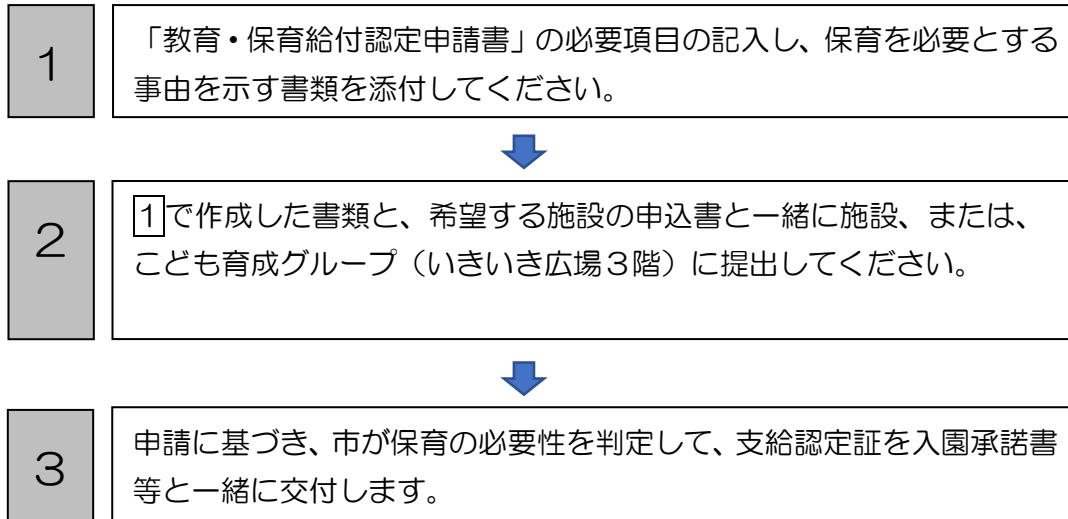
#### (4) 『教育・保育給付認定申請』の対象者

高浜市に住民登録している方、または、転入予定の方で、幼稚園、保育園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育など、給付対象の施設の利用を希望する児童の全員が対象です。

なお、認定は、有効期間内において、「保育を必要とする事由」が変わる場合、就労時間の変更により「保育の必要量」が変更となる場合など、教育・保育給付認定を変更する場合は、変更の申請が必要になります。

## 2. 手続きの流れ 【保育を必要として、2号・3号の認定を申請する方】

下記の流れで教育・保育給付認定の支給認定証が発行されます。



## 3 支給認定証を受け取ってから

◆支給認定証は施設の利用の際に必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

◆次の場合は支給認定証を返還してください。

- ①保育園を退園する場合
- ②市外へ転出する場合

◆入所中に変更がある場合、『教育・保育給付認定（変更）申請書』とお持ちの『支給認定証』の提出が必要です。

※申込み後に次のような変更があった場合は、必要に応じて書類の再提出・変更をしていただく必要があります。こども育成グループまで必ず連絡してください。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• 住所が変わったとき</li><li>• 家族構成や家庭状況が変わったとき</li><li>• 保護者（父母）の「保育を必要とする事由」が変わる場合、就労時間等の変更により「保育必要量」が変更となる場合（新たに雇用証明書等を提出していただく必要があります。）</li></ul> |
|--|

口お問い合わせ先： 高浜市こども未来部こども育成グループ（いきいき広場3階）

TEL：0566-52-1111（内線316, 315, 363）

